

令和5年 第1回

かつらぎ町議会定例会（3月会議）

追 加 議 案

令和5年3月8日提出

令和5年第1回かつらぎ町議会定例会（3月会議）追加付議事件

議案第39号	かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する 条例制定について .....	1
議案第40号	令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号） .....	3

## 議案第 39 号

### かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を 改正する条例制定について

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年3月8日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

#### 記

1 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

全国において保育料の完全無償化の自治体が出てくる中、国の少子化対策の動向も踏まえ、子育て支援の更なる充実と子育て世帯の転入増を目指して、0歳から2歳の第1子の利用者負担額(保育料)を町独自施策として無償化するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（利用者負担額等の特例）

- 8 利用者負担額及び利用者負担額の徴収については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当分の間、これを徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われるかつらぎ町教育・保育の利用者負担額について適用し、同日前に行われたかつらぎ町教育・保育の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 40 号

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ20千円を減額し、歳入歳出それぞれ10,229,980千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

こども園利用者負担額等の減額等を予算措置いたしたい。

# 歳入歳出予算補正（第1号）

第1表  
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13	分担金及び負担金	22,258	△12,420	9,838
	2 負担金	20,358	△12,420	7,938
19	繰入金	633,691	12,400	646,091
	2 基金繰入金	633,688	12,400	646,088
補正されなかった款項にかかる分		9,574,051		9,574,051
歳入合計		10,230,000	△20	10,229,980

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3	民生費	2,887,745	△40	2,887,705
	2 児童福祉費	932,474	△40	932,434
14	予備費	30,014	20	30,034
	1 予備費	30,014	20	30,034
補正されなかった款項にかかる分		7,312,241		7,312,241
歳出合計		10,230,000	△20	10,229,980

# 歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

## 1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	22,258	△12,420	9,838
19 繰入金	633,691	12,400	646,091
補正されなかつた款項にかかる分	9,574,051		9,574,051
歳入合計	10,230,000	△20	10,229,980

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				財源			
				特定	その他	一般財源	
3 民生費	2,887,745	△40	2,887,705	国県支出金	地方債	△12,420	12,380
14 予備費	30,014	20	30,034				20
補正されなかつた款項にかかる分	7,312,241		7,312,241				
歳出合計	10,230,000	△20	10,229,980			△12,420	12,400

1. 歳入

分担金及び負担金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
13		分担金及び負担金	千円 22,258	千円 △12,420	千円 9,838		千円	
	2	負担金	20,358	△12,420	7,938			
		1 民生費負担金	20,273	△12,420	7,853			
						3 こども園負担金	△12,420	こども園利用者負担額等 2,197-14,617
19		繰入金	633,691	12,400	646,091			
	2	基金繰入金	633,688	12,400	646,088			
		1 基金繰入金	633,688	12,400	646,088			
						4 地域福祉基金繰入金	12,400	12,400-0
		歳入合計	10,230,000	△20	10,229,980			

2. 歳出

民生費

補正第1号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	財源					一般財源
								千円	千円				
3		民生費	千円 2,887,745	千円 △40	千円 2,887,705	千円	千円	千円	千円	千円			
	2	児童福祉費	932,474	△40	932,434		△12,420	△12,420	12,380				
		1 児童福祉総務費	56,477	332	56,809				332				
										18 負担金、補助及び交付金	332	保育料助成金（児童発達支援センター等）	
	6	こども園運営費	483,937	△372	483,565		△12,420		12,048				
14		予備費	30,014	20	30,034				20				
	1	予備費	30,014	20	30,034				20				
		1 予備費	30,014	20	30,034				20				
										12 委託料	△372	こども園運営委託料	
		歳出合計	10,230,000	△20	10,229,980		△12,420		12,400				